春日神社籠り屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積二三平方メートル	大分県豊後高田市草地字三笠山五二〇六	
春日神社神楽殿	木造平屋建、瓦葺、建築面積三二平方メートル	大分県豊後高田市草地字三笠山五二〇六	
春日神社鐘楼	木造平屋建、瓦葺、建築面積七・四平方メートル	大分県豊後高田市草地字三笠山五二〇六	
春日神社神門	木造、瓦葺、間口三・四メートル、左右袖塀付	大分県豊後高田市草地字三笠山五二〇六	
春日神社西門	木造、瓦葺、間口一・九メートル	大分県豊後高田市草地字三笠山五二〇六	
春日神社余興舞台	木造平屋建、瓦葺、建築面積一一五平方メートル	大分県豊後高田市草地字尾園三二四	
春日神社参道鳥居	石造、間口三・一メートル、高さ三・八メートル	大分県豊後高田市草地字三笠山五二〇六	
春日神社西参道鳥居	石造、間口三・一メートル、高さ三・九メートル	大分県豊後高田市草地字三笠山五二〇六	
旧竹屋書店店舗兼主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一八四平方メートル	大分県竹田市大字竹田町字本町三八六	
旧竹屋書店土蔵	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積一九平方メートル	大分県竹田市大字竹田町字本町三八六	
竹田市公民館竹田分館（旧一味楼）	木造二階建、瓦葺、建築面積二三三平方メートル	大分県竹田市大字竹田一九一八―一他	
塩屋旧大蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積一一八平方メートル	大分県竹田市大字竹田町字本町五〇九	

○文部科学省告示第百五十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成二十三年六月二十日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十月二十八日

文部科学大臣　中川　正春

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
香雪美術館洋館	煉瓦造一部木造三階建、銅板葺、建築面積二五五平方メートル	平成十年文部省告示百三十八号	兵庫県神戸市東灘区御影町郡家字石野二八五
香雪美術館御殿棟	木造地上三階地下一階建、瓦葺、建築面積四五五平方メートル	平成十年文部省告示百三十八号	兵庫県神戸市東灘区御影町郡家字石野二八五
香雪美術館玄関棟	木造地上一階地下一階建、瓦葺、建築面積一九三平方メートル	平成十年文部省告示百三十八号	兵庫県神戸市東灘区御影町郡家字石野二八五
香雪美術館茶室棟	木造平屋建、瓦葺、建築面積一九四平方メートル	平成十年文部省告示百三十八号	兵庫県神戸市東灘区御影町郡家字石野二八五

○文部科学省告示第百五十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定により文化財登録原簿に登録した次の表の上欄に掲げる登録有形文化財の名称を平成二十三年九月二十一日付けをもって同表下欄のように改めたので、告示する。

平成二十三年十月二十八日

文部科学大臣　中川　正春

上欄			下欄
名称	関係告示	所在地	名称
石崎家住宅（石泉荘）離れ座敷	平成十九年文部科学省告示第百二十九号	新潟県新発田市諏訪町三丁目十一番二十一号	旧石崎家住宅（石泉荘）離れ座敷
石崎家住宅（石泉荘）茶室	平成十九年文部科学省告示第百二十九号	新潟県新発田市諏訪町三丁目十一番二十一号	旧石崎家住宅（石泉荘）茶室

○文化庁告示第五十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十条第三項の規定により、次の表に掲げる登録有形文化財の管理団体として公益財団法人舞鶴文化教育財団を指定する。

平成二十三年十月二十八日

文化庁長官　近藤　誠一

名称	員数	登録告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
神崎コンクリート株式会社（旧煉瓦窯（旧京都竹村丹後製窯所煉瓦窯）	一棟	平成十一年十二月二日文部省告示第百九十八号	髙橋　博	京都府舞鶴市丸山口町六十三番地	京都府舞鶴市西神崎九一八

○文化庁告示第六十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として京都市を指定する。

平成二十三年十月二十八日

文化庁長官　近藤　誠一

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
旧三井家下鴨別邸　主屋	三棟	平成二十三年六月二十日文部科学省告示第九十五号	国（財務省）	東京都千代田区霞が関三丁目一番一号	京都府京都市左京区下鴨宮河町五八番二
玄関棟					
茶室					

○国土交通省告示第千八十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車について、同規則5.1.及び5.3.の規定は適用しないものとする。

第二十一条第一項及び第二項中「協定規則第10号第3改訂版補足改訂版6.」を「協定規則第10号第4改訂版6.及び7.」に「協定規則第10号第3改訂版補足改訂版8.3.」を「協定規則第10号第4改訂版9.3.」に改め、同条第四項第五号中「11人」を「10人」に改める。